

令和4年門審第21号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生年月日時刻及び場所  
令和3年6月6日23時35分少し前  
宮崎県都井岬北東岸
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 9.7トン  
登 録 長 11.90メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 279キロワット

### 3 事実の経過

Aは、昭和61年10月に進水し、船体の船尾寄りに配した操舵室内にGPSプロッター及びレーダーを備えた、まぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.9メートルの喫水をもって、令和3年6月6日19時25分宮崎県油津港を発し、都井岬南東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、出航する3日前から補機の調子が悪く、連日の整備作業で疲労が蓄積していた上、1日の睡眠時間が4時間ないし5時間で、睡眠不足の状態になっていた。

a受審人は、甲板員が自室で休息する中、単独で当直に就いて日向灘を南下し、21時23分僅か前都井岬灯台から048度（真方位、以下同じ。）1.9海里の地点で、GPSプロッターと3海里のレンジに設定したレーダーを作動させ、他の漁船との漁場調整を待つため、機関を中立運転として漂泊を開始した。

漂泊を開始したとき、a受審人は、連日の整備作業による疲労蓄積と睡眠不足により眠気を催したが、緑茶を飲んだので少しの時間なら床に体を横たえても居眠りに陥ることはないものと思い、甲板員と2人で当直に就くなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、床に横になったままの姿勢で漂泊を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、折からの潮流により241度方向に0.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、都井岬北東岸に向かって圧流され、23時35分少し前都井岬灯台から009度900メートルの地点において、Aは、船首が315度を向いて、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期

に当たり、付近には南西方に向かう弱い潮流があり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を、推進器翼に曲損等をそれぞれ生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、都井岬北東方沖合において、漂泊中、居眠り運航の防止措置が不十分で、折からの潮流により同岬北東岸に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、都井岬北東方沖合において、他の漁船との漁場調整を待つため漂泊中、連日の整備作業による疲労蓄積と睡眠不足により眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、甲板員と2人で当直に就くなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、緑茶を飲んだので少しの時間なら床に体を横たえても居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、折からの潮流により都井岬北東岸に向かって圧流され、同岸に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和4年11月2日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栗原和栄

審判官 山本哲也